

講演

東日本大震災の被害状況及び消防の活動状況等について



消防庁消防・救急課長

よこた しんじ
横田 真二

皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました消防庁の消防・救急課長横田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、この度の東日本大震災におきまして、犠牲になられました多くの消防団員の方々をはじめ沢山の住民の方々に対して、心からお悔やみを申し上げますとともに、この場をお借りいたしまして被災に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

消防団員の方々の我が身をかえりみない本当に献身的な活動に対して、心から敬意を表させていただく次第でございます。

この研修会にあたりまして、東日本大震災の被害状況および消防の活動状況等について、若干お時間を頂戴してお話をさせていただければと思います。

この後、プログラムにありますように、被災地の消防団の方々からさまざまな活動報告がなされることと思います。それに先立ちましてお話することとは、その前提となります東日本大震災の全体的な状況について話をしろということだというふうに受け止めました。なにしろ、この東日本大震災は皆様ご承知のとおり未曾有の大震災でございます。その全体を話すというのは、非常に困難な仕事でございますので、どうか不足のところはお許しを頂戴したいと思います。

私は、今、消防・救急課長でございますが、つい5日前までは防災課長を務めておりました。それを踏まえ、この大震災について、防災の観点も含めてお話をさせていただければと思っております。

これからお話することは、大きく分けますと3

つになろうかと思えます。

1つは大震災の全体の概要と言いますか被害の概要・被害状況でございます。この大震災がどんなものだったのかという事が1点目でございます。

2点目がその大震災に対しまして、消防団・消防団員の方々、それから消防職員の方々がどのような活動をされたのかということについて、全体の概要をご紹介をさせていただきます。

3点目でございますが、この大震災を踏まえまして、今後の防災体制、特に津波というものに対してどう考えていくかということについてお話いたします。今、国におきましても、各自治体におきましても、それぞれ検討なりの取り組みが進んでおります。その状況につきまして、私の方からご紹介をさせていただければというふうに思っております。

なお、話の中に若干見解なり意見を申し上げることがあろうかと思いますが、そこは私個人の考えであって消防庁としての見解ではないということをご了解をいただきたいと思います。

それでは早速でございますが、お話に入らせていただきたいと思います。

まずこの東日本大震災の被害状況を、1枚にまとめてみました(図01)。平成23年3月11日14時46分、私は消防庁の防災課で勤務をしておりました。急に非常に強い揺れを感じ、これは大変な地震だと判断し、すぐ消防庁危機管理センターに駆け込んだことを、つい昨日のように覚えております。モーメントマグニチュード9.0。これは当初のマグニチュードの表示は確か7.9だったと思いますが、後に修正されまして9.0というマグニチュードが気象庁から

東日本大震災の被害状況

平成23年3月11日(金)14時46分頃、三陸沖を震源とする東日本大震災(モーメントマグニチュード9.0、最大震度7・宮城県栗原市)が発生し、東日本に甚大な被害が発生

災害等の特徴

- 我が国の観測史上最大規模(モーメントマグニチュード9.0)の地震であって、長さ約450km、幅約200kmの断層で3つの巨大な破壊が連続して発生。東北各地で6分以上の揺れが継続(震度6強を観測した仙台市では、その間4回の大きな揺れを観測)
※ 断層の破壊は、宮城県沖から始まり、岩手県沖の方向、福島県・茨城県沖の方向に伝播
- 津波に起因する人的被害・物的被害が甚大
- 被災地域が広大(人的被害・物的被害は東北地方を中心に東日本の広範囲に及ぶ。)
- 避難者数は、最大約45万人超(3月14日現在)を数え、現在も多数(111,532人、7月7日現在)
- 福島第一原子力発電所の事故(津波が主因)
- 余震回数(マグニチュード5.0以上)は、これまでに517回 ※ 気象庁発表 平成23年7月8日現在

被害の概要

(政府緊急災害対策本部 発表
平成23年7月7日現在)

人的被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
死者: 15,865名	4,867名	9,203名	1,727名
行方不明者: 7,016名 (届出のあったもの)	2,169名	4,613名	236名
負傷者: 5,866名	186名	3,776名	236名

※ 各県から報告を受けた数値であり、調査中としている市町村も多い。

(政府緊急災害対策本部 発表 平成23年7月7日現在)

住家被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
全壊: 107,261棟	21,002棟	66,519棟	16,066棟
半壊: 114,190棟	3,205棟	52,513棟	31,005棟
一部破損: 445,163棟	3,877棟	84,733棟	96,507棟

※ 津波により水没し壊滅した地域があり、調査中としている市町村も多い。

(政府緊急災害対策本部 発表 平成23年7月7日現在)

火災発生件数	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
311件	26件	163件	11件

図01

発表されております。最大震度が7、宮城県の栗原市で観測されました。

今回の特徴でございますが、まずわが国の観測史上最大規模のマグニチュード9.0の地震であったことでございます。もう1点、長さが約450km、幅約200kmというかなり広い範囲の断層で、破壊が生じました。それも3つの破壊が立て続けに起こったがためにこのような大きな被害になったということでございます。東北各地で6分以上の揺れが継続しました。それから、断層の破壊は宮城県沖から始まりまして、岩手県沖の方向、福島県・茨城県沖の方向に伝播していったということでございます。

何と言っても、今回被害が非常に大きくなった最大の要因は津波でございます。ご承知のとおり、津波に起因する人的被害・物的被害が非常に大きかった、甚大であったということが特徴かと思えます。

それから、被災地域というのが非常に広いということでございます。東北地方を中心に東日本の広範囲に及んでおります。避難者数でございますが、3月14日現在、最大約45万人超。7月7日現在でも11万余の方が避難をされておられる状況でございます。この震災では皆様ご承知のように、津波が

主因と言われておりますけれども、福島の第一原子力発電所の事故がこれに伴って起きたということもございます。

そして、余震。7月8日までにマグニチュード5.0以上の余震だけでも517回起きているということもございます。非常に余震活動が活発であることも特徴のひとつだと思います。

被害の概要でございます。人的被害は、死者1万5865名、行方不明者7016名、負傷者5866名、これは7月7日現在の数字でございます。これまでの地震に比べますと、負傷者に対して死者・行方不明者の数が圧倒的に多いというのが、今回の大震災の一つの特徴を表していると思います。

住宅被害につきましても、非常に多くの全壊・半壊・一部破損をもたらしました。

それから、火災でございます。津波につきましては「必ず火災を伴う」と言われるくらいでございます。今回311件の火災が発生しております。

これが震度分布です(図02)。ご覧のように、日本全国すべての地域において揺れが生じている状況がご覧いただけようかと思います。もちろん中心はここでございますけれども、全国に揺れが生じてい

東日本大震災の震度分布

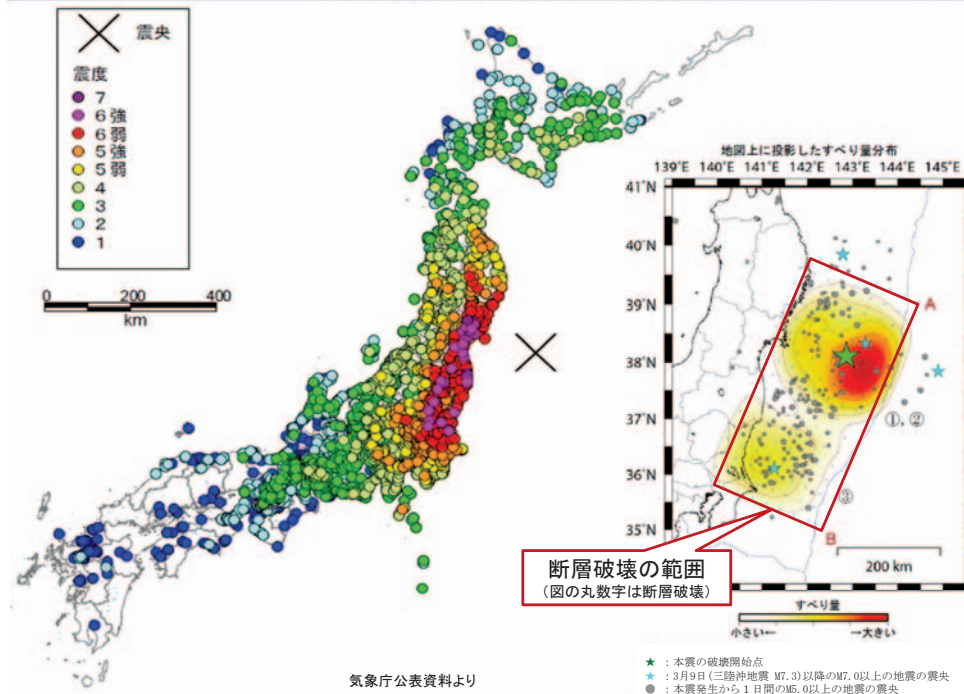


図 02

ます。この広いエリアにおいて断層の破壊が生じているということでございます。破壊開始点は一番大きいこの星印でございましてこの星印の各地でマグニチュード7以上の地震が発生。かなり広い範囲で余震が発生しているという状況がご覧いただけようと思います。マグニチュード5以上の地震がこの辺りで発生していることがご覧いただけようかと思います。

続きまして、津波でございますが、津波についての浸水の範囲をエリアごとに図にしたものでございます(図03・04)。

これが岩手県から宮城県にかけての部分ですね。浸水面積は、全体で561km²でございまして、特に宮城県の浸水区域が非常に大きい、岩手県がリアス式海岸の地形が多いのに対して、仙台以南は平地でございまして、内陸部まで、5km近くまで浸水したと聞いております。

全体では561km²、これは東京・山手線の中の面積の約9倍の面積だということでございますが、そういう広範囲な被災を受けたということでございます。面積的には、その浸水範囲の6割は宮城県という状況でございます。

現地に入られました学者の先生にお聞きしますと、たとえば釜石市におきましては浸水範囲を各市

町村ハザードマップというマップにしておきまして、各戸に配っております。津波がきたらこのエリアのところは必ず逃げるとい、浸水の恐れのある区域を示しているんですが、それをはるかに超えて今回は浸水をしております。

ある市におきましては、そのハザードマップの浸水区域内の方は、逃げて被害は少なかったと、しかしそのハザードマップの浸水区域の外の方については、津波が来ないだろうと思われたかどうか分かりませんが、すぐ外エリアの方の被害というのが非常に大きかったというふうに言われる先生もいらっしゃいました。

今回こういうようなかなり広範囲な浸水をしたということでございます。

それから、各地の津波の高さでございまして。気象庁が発表している検潮所における観測状況ですけど、それによりますと、ご覧のように、福島県の相馬市で9.3m、石巻市で8.6m、宮古市で8.5m、大船渡市で8.0mということで、矢印の高さを表しているわけでございますが、このように検潮所でも10mに近い津波を観測しているということでございます(図05)。14時46分に地震が起き、14時49分、3分後に大津波警報が出ております。皆様もよくご存知か

東日本大震災による津波の浸水範囲

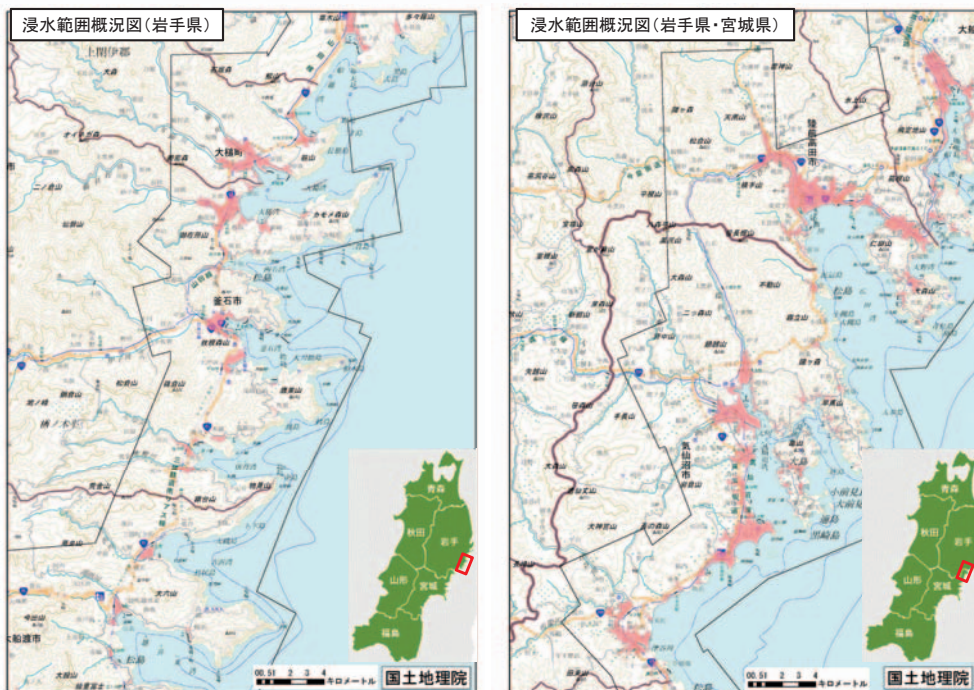


図 03

東日本大震災による津波の浸水範囲

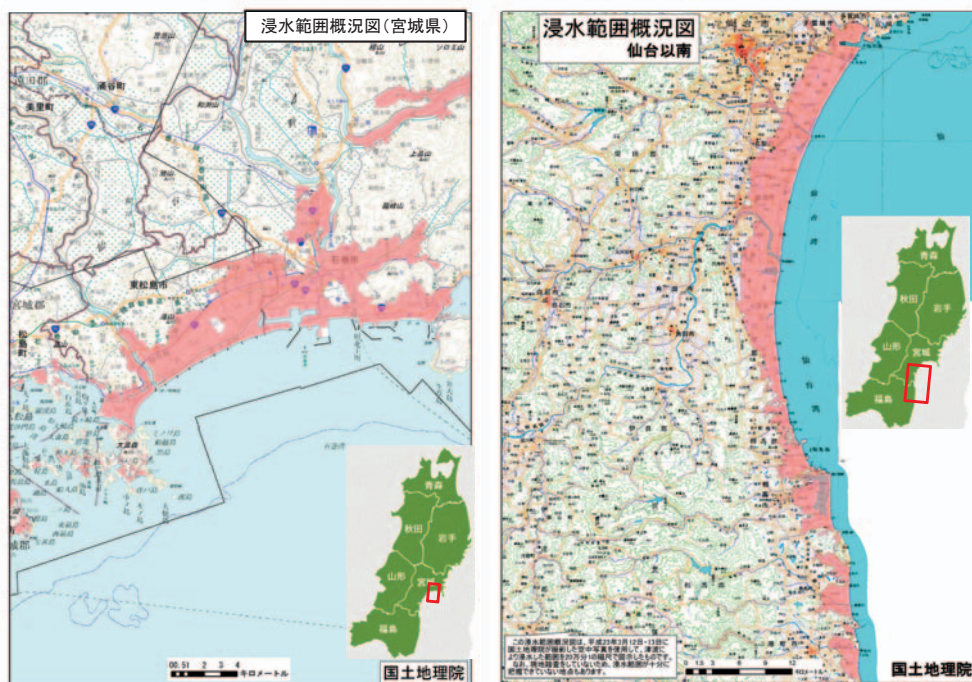


図 04

各地の津波の高さ

検潮所における観測状況

(出典) 平成23年5月28日「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」気象庁資料

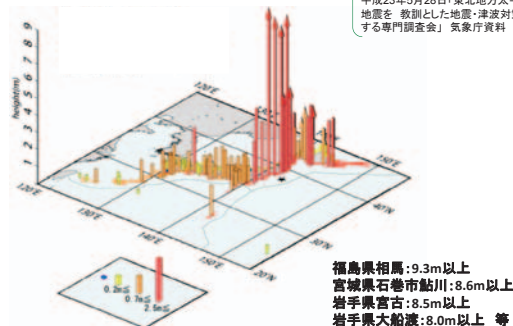


図 05

(1) 岩手県下閉伊郡山田町の火災

山田町での主な火災は7件 市街地広域火災 2件 町役場前 約6ha 陸中山田駅付近 約10ha
船越地区の火災(延焼範囲1ha以下) 3件(林野への延焼あり)
その他の火災 2件

(※焼損面積は未確定)



図 07

東日本大震災による火災の状況

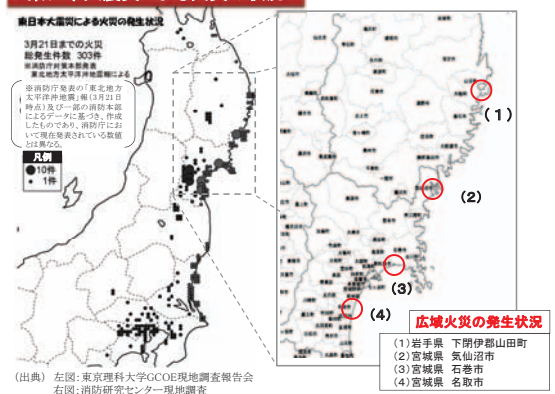


図 06

もしもませんが、最初、波の高さは岩手県が3m、宮城県が6m、福島県が3mの大津波が来るという警報が出ております。

その後、気象庁の発表によりますと、15時14分、25分後くらいですか、波の高さを上げまして、岩手県が6m、宮城県が10m、福島県が6mという警報に変わりました。波の高さを変更しております。

たとえば岩手県が15時14分に6mというふうに変ったのですが、この岩手県大船渡の8mの波が検潮所で観測されたのが15時18分だというふう聞いておりまして、高い波が来るというふうに変ってから、実際に来るまでの時間、タイムラグといいますか、それがそんなになかったというような状況があったのではないかとこのように思っております。

これは検潮所での波の高さですから、現実には潮上高、這い上がっていくと申しますか、山の斜面なんかずっと上がっていく潮上高でいいますと、学者の調査チームが言っておられましたが、一番高いところでは40m近くまで波が上っていったところがあ

るといったようなお話もあります。

続きまして火災の状況でございます(図06)。先程申し上げましたように、3月21日までの火災で総発生件数が303件ということでございます。多いのは、やはり宮城県の件数が一番多くなっております。

広域火災の発生した箇所といたしまして、この4点を挙げさせていただきたいと思います。岩手県の山田町、宮城県気仙沼市、宮城県石巻市、それから宮城県の名取市ということで、どういった状況であったかということをご覧いただきたいと思います。消防研究センターというところが現地調査に入ったときの写真なり聞き取りの結果というのをまとめたものでございます(図07)。

まず、岩手県山田町の火災でございますが、市街地の広域火災2件、それから船越地区との火災、それが3件、その他というところ。町役場前、こちらの写真でございますが、約6haが焼けた、それから陸中山田駅付近、これが10ha、こちらの写真でございます。

それから船越地区の火災が、この写真でございます。個々の聞き取りの結果といたしまして、瓦礫で消防車両が火災現場に近づけない状況であった。それから市街地火災から林野火災へと広がっていったという証言がございます。

焼け止まる可能性の高い道路に、避難のために乗り捨てた駐車車両がありまして、その車両を媒介に延焼してしまったという状況だった。

それから、津波により倒壊した建物が押し寄せた直後に火災しているという目撃情報がある。その出火原因は何かは、まだちょっと分からないのですが、そういう状況であった。

山田町の場合は防火水槽が5分くらいで空になったという、状況であったというふうに、消防研究セ



図 08



図 10



図 09

ンターがまとめております。

続きまして、気仙沼市の場合でございます。主な火災13件で、広域の火災といたしましては、鹿折地区と小々汐地区というところがございまして、この写真が鹿折地区、これが小々汐地区の状況ということでございます(図08)。

ここでも、多くの燃えた瓦礫が打ち上げられていた、それから、流され壊れたタンクが多い、船舶が打ち上げられている、ボンベ・ドラム缶の焼けたものが多く見つけれれる。こういう状況である。それを踏まえまして、先程と似たような様子ですけど、瓦礫・水没で消防車両が火災現場に近づけない状況であった。岸壁に打ち上げられた船が燃え、津波で破壊された瓦礫・林野へと延焼していった。それから、海面上で瓦礫が燃えていた、炎が波で移動していた、こういうような状況であったという証言を消防研究センターが報告をいたしております。

続いて石巻でございます。広域街区火災として門脇町というところが約4ha ということでござい

す。この写真でございます(図09)。これ、小学校の校舎と校庭の状況ですね。惨憺たる状況ですが、これが蛇田駅東側の住宅等の火災でございます。ここにも書いてございますが、小学校の校庭に避難者の車両があったと。津波が押し寄せ、車両が流され始め、その後車両から出火し、さらに流された燃えた車両が延焼媒体となったのを目撃した人がある。また、その広域街区火災では、数箇所で出火しているのを目撃している人がある。それから、門脇町の北側は崖になっていたため、瓦礫が集まっていた。消防隊は崖の上への延焼阻止活動を実施した。焼け跡には車両・ボンベがたくさん確認された。ここも瓦礫で消防車両が火災現場に近づけない。それから津波で流された車両からの出火を目撃している人が多いという状況であったということだそうでございます。

最後に、名取市の例でございます。名取市につきましては、関上(ゆりあげ)7丁目で街区火災1haということで、延焼火災が川沿いに起きております。この延焼火災において、この平田橋付近というのがこの写真でございます(図10)。橋付近の火災跡は、燃えたものが津波で流されてきて、この場所に溜まり、火災を継続したと思われるということで、これはニュース映像等もあるようでございます。

延焼した車両・ボンベが多く見つけれれるという状況であったと。

ここも同様で、瓦礫・水没で、消防車両が火災現場に近づけなかった。燃えながら津波に流された瓦礫がとどまり火災現場になった。プロパンと思われるボンベが津波で流され、内容物を噴霧していた。こういうような状況であったということが、消防研究センターの現地調査でまとめられております。

火災はこういう状況であったということでござい

東日本大震災における主な被災県の消防の活動状況

主な被災県の消防機関の概況

(平成22年4月1日 現在)

区分	消防本部	消防署	出張所	消防職員	消防団	消防団員
岩手県	12	24	54	1,944名	34	23,420名
宮城県	12	31	71	3,014名	48	21,681名
福島県	12	29	71	2,431名	59	35,340名
3県合計	36	84	196	7,389名	141	80,441名

主な被災県の消防の主な活動

地元の消防本部では、津波警報の伝達や住民の避難誘導、消火、救助、救急等の対応を実施したほか、県内の消防本部により、消火、救助、救急等の広域応援を実施

また、地元に着した消防団では、これらの活動のほか、防潮堤の閉鎖等の水防活動も実施

＜消防本部等による救助活動の具体例＞

- ・ 岩手県山田町船越小学校における孤立者200人
- ・ 宮城県女川町の5地区における孤立者約630人
- ・ 宮城県気仙沼市の3地区における孤立者約600人

主な被災県の消防機関の被害状況

【消防本部の主な被害】

(平成23年7月7日現在)

消防職員	死者:20名、行方不明者:7名
建物被害(全壊、半壊又は一部損壊)	消防本部・消防署:47棟 分署・出張所:82棟
車両等被害	車両:69台、消防艇:1艇、*県防災ヘリ1機

【消防団の主な被害】

(平成23年7月6日現在)

消防団員	死者:201名、行方不明者:48名
建物被害(使用不能)	消防団拠点施設(詰所等): 411箇所
車両等被害	車両:236台

※ 被害状況のうち、常備消防については、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び千葉県各消防本部から、消防団については、岩手県、宮城県及び福島県から現時点で把握できるものとして報告を受けた数値。
なお、消防団については、調査中であり不明としている市町村が多くある。

* 仙台市消防ヘリポート(仙台市若林区)に駐機中の宮城県防災航空隊ヘリコプターが津波により流され、使用不能となっている。

図 11

そういう被災の状況に対しまして、主な被災県の消防の活動状況でございます(図 11)。表にございます通り、岩手県・宮城県・福島県の消防本部、それぞれ12地区36消防本部でございます。消防団141団、約8万名の方がいらっしゃるということでございます。

主な被災県の消防の活動といたしまして、地元の消防本部では、津波警報の伝達、それから避難住民の誘導、消火、救助、救急、それぞれについて対応を実施したということでございます。それから県内の消防本部からの広域応援、これも当然ながら実施をした。それから地元に着した消防団員の方々にお願いしましては、これらの活動のほか、防潮堤の閉鎖等の水防活動、これに非常にご尽力をいただいたということでございます。

このような孤立者を救出したり、本当にたくさんの方を救助したという報告を受けております。

しかしながら、その消防機関の方々にも被害が発生をしております、職員の方、これは7月7日現在でございますが、死者20名、行方不明者7名、その他にも建物被害、消防本部をはじめ、多くの建物が被害を、全壊等被害を受け、それから、車両につきましても、消防車両をはじめ被害を受けており

ます。ご覧のような状況でございます。

一方消防団の方も、団員の方々、7月6日現在ですが、死者201名・行方不明者48名ということでございまして、拠点施設・車両を含めまして、多くの被害を受けた状況でございます。

消防庁といたしましては、お亡くなりになられた、被災を受けられた職員・消防団員の方々に対して、弔慰金、それから公務災害保障を含めまして、きちんと保障をさせていただくことはもちろんでございますが、1次補正におきまして、被害を受けましたこういう建物や車両の復旧につきまして、予算措置をさせていただいておりまして、対応をきちんとさせていただきたいと思っております。

なお、車両については、新しい車両が出来上がるまでに時間がかかります。消防団の車両につきましては、日本消防協会様、それから消防職員の方は、全国消防長会様をお願いをいたしまして、ご協力をいただきまして、全国から使える車両を、被災地にお送りするということもやっております。

それから、活動された方の心のケアといいますか、そういうことも非常に大事だということで、いろいろなところからご指摘もいただきました。そのメン

消防職員の被害状況について(岩手県、宮城県)					
(平成23年7月7日現在)					
【岩手県】			【宮城県】		
消防本部名	人的被害の状況		消防本部名	人的被害の状況	
	死者 (人)	行方不明者 (人)		死者 (人)	行方不明者 (人)
陸前高田市消防本部		1	名取市消防本部	3	
釜石大槌地区行政事務組合消防本部 (釜石市、大槌町)	3		石巻地区広域行政事務組合消防本部 (石巻市、東松島市、女川町)	2	4
宮古地区広域行政事務組合消防本部 (宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村)	4		気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 (気仙沼市、南三陸町、本吉町)	8	2
計	7	1	計	13	6

図 12

消防団の被害状況について(岩手県、宮城県、福島県)					
(平成23年7月6日現在)					
【岩手県】		【宮城県】		【福島県】	
市町村	人的被害の状況		市町村	人的被害の状況	
	死者 (人)	行方不明者 (人)		死者 (人)	行方不明者 (人)
宮古市	9	8	仙台市	5	
大船渡市	2	1	石巻市	19	8
陸前高田市	42	8	気仙沼市	7	1
釜石市	11	3	名取市	19	1
大槌町	11	5	多賀城市	1	
山田町	8	1	綴沼市	6	
田野畑村	2	2	登米市	1	
野田村	3		東松島市	8	
計	88	28	大崎市	2	
			村田町	1	
			亘理町	2	
			山元町	12	
			七ヶ浜町	2	
			衣川町	2	5
			南三陸町	3	1
			計	90	16

図 13

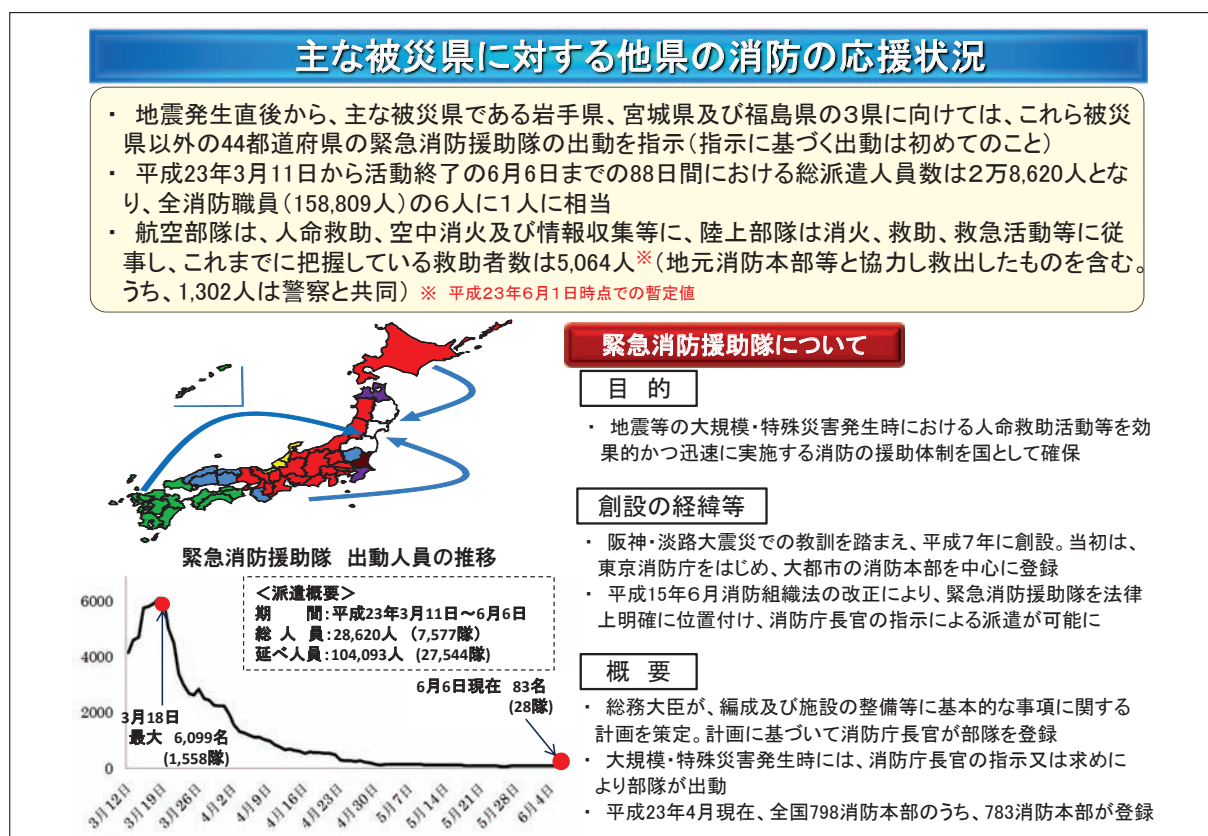


図 14

タルケアという面で、消防団員の方々にも消防職員の方々にも取り組みさせていただいているところがございます。

総数はご覧いただきましたが、こちらが消防職員の方々の消防本部別、県別本部別の被害状況になります(図12)。

こちらが消防団の方々、市町村別の表ということになります(図13)。

先程長官からも話がありましたが、緊急消防援助隊でございます。

全国の消防から、被災地を支援するんだと、応援するんだということで、主な被災地であります岩手・宮城・福島を除いた44都道府県の緊急消防援助隊が出動をいたしました(図14)。これは、長官の指示ということで、指示に基づく出動というのは、初めてのことでございますが、3月11日から活動終

東日本大震災における 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の事故

○事故発生日

平成23年3月11日

○事故の概要

平成23年3月11日14時46分頃に発生した東北地方太平洋沖地震の発生により、東京電力福島第一・第二原子力発電所の設備等が被害を受け全交流電源喪失や原子炉冷却機能喪失等の事象が発生した。

これにより、原子炉建屋の水素爆発や火災、更には汚染水の滞留、外部放出なども発生し、本事故は、発電所内施設の損傷に留まらず、放射性物質が外部へと放出される事態となった。

○警戒区域等の設定の指示(5月31日時点)

➢ 福島第一発電所から半径20km圏内について、「**警戒区域**」に設定(立入りには市町村長の許可が必要)

※4月21日総理指示

➢ 1年間の積算線量が20mSvに達するおそれのある地域について、「**計画的避難区域**」に設定。※4月22日総理指示

➢ 未だ安定しない事故の状況に鑑み、緊急時に屋内退避や避難が可能な準備を求める地域について、「**緊急時避難準備区域**」を設定。※4月22日総理指示



東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機
(東京電力HP(3月21日撮影)より)

図 15

了が6月6日でございました。この6月6日まで88日間活動いたしまして、総派遣人員が延べ2万8620人ということで、全消防職員の6人に1人は派遣をされたということになる勘定でございます。

それから、航空部隊と陸上部隊というのがございます。航空部隊につきましては、人命救助、空中消火も行いました。それから、情報収集等を行いました。

陸上部隊は、消火・救助・救急活動等に従事しております。

これまでに把握しております救助者数は、6月1日時点での数字ですが、5000名を超えるということでございまして、この中にはもちろん、緊要隊だけではなくて、地元の消防本部等と協力したものも入りますし、警察も派遣されましたので、共同で救出した方々も含めてということですが、5000名あまりの救助をしております。

これが緊急消防援助隊の出動人員の推移ということでございます。この3月18日が最大でございます。

6月6日に現地での活動は終了したということでございますが、総人員が、先程話したように2万8000名あまりで、7577隊ということでございます。

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災、非常に大きかったあの震災の教訓を踏まえてできたものでございます。全国のそれぞれの自治体が消防の組織を持っているわけでございますけれども、こういう大きな災害が起きたときは、被災地を救援・救済するということで、応援に行こうという仕組みを作ったということでございます。

23年4月現在、全国798消防本部がありますが、そのうち783消防本部が、この緊急消防援助隊に登録をいたしております。隊数にすると4354、殆どの消防本部が緊急消防援助隊に登録をして、応援に行くという体制になっているということでござい

東京電力(株)福島原子力発電所に関連する消防の対応 【緊急消防援助隊】

発電所内放水

➢ 福島第一原子力発電所の3号機の放水活動を実施

※3月18日～4月2日まで。4月2日以降は首都圏の消防本部が即応体制を確保

東京消防庁	72隊	370人
大阪市消防局	17隊	53人
横浜市消防局	9隊	67人
川崎市消防局	12隊	36人
名古屋市消防局	6隊	34人
京都府消防局	11隊	40人
神戸市消防局	7隊	55人



福島第一原子力発電所で活動中の
緊急消防援助隊(東京消防庁HPより)



緊急消防活動による3号機への
放水(東京消防庁HPより)

除染支援

➢ 現地調査所(Jービレッジ)において、大型除染システムの設置及び運転方法を指導

※3月22～23日

新潟市消防局	1隊	4人
浜松市消防局	1隊	5人

広域医療搬送

➢ 福島第一原子力発電所周辺区域(屋内退避区域(20～30km)等の病院、福祉施設等からの救急搬送を、緊急消防援助隊、県内応援隊及び地元消防機関により実施

※6月24日時点で343名搬送

図 16

東京電力(株)福島原子力発電所に関連する消防の対応 【現地消防本部】

消火活動

➢ 3月16日 福島第一原子力発電所の4号機の火災に
出動(自然鎮火)

➢ 4月12日 同発電所1～4号機のサンプリング建屋の
バッテリー等の火災に出動
(東電職員が消火器により消火、鎮火)



東京電力(株)福島第一原子力発電所
4号機の火災(東京電力HP(4月12日撮影)より)

救急活動

➢ 3月14日 福島第一原子力発電所3号機において白煙が発生し、負傷者8人を搬送

➢ 3月24日 福島第一原子力発電所3号機で放射線の暴露を受けた作業員3人のうち
2名を、福島県立医科大学に搬送

➢ 4月7日～ 福島第一原子力発電所で作業中に体調不良となった作業員等を東京電力
がJービレッジまで搬送し、その後、医療機関に搬送

図 17

す。

それから、東京電力福島第一、第二も含めまして原子力発電所の事故というものがあつたわけでございます(図15)。これにつきましては、私、専門ではございませんので、詳しい説明は省略させていただきますと思いますが、今なおお承知のように警戒区域の設定、20km圏内は警戒区域、その他に計画的避難区域、それから、緊急時の避難準備区域というのが設定されているということでございます。テレビないし新聞等でご承知かと思っておりますけれども、福島第一原子力発電所の放水活動でございます(図16・17)。

これにつきましても東京消防庁はじめ、たくさんの消防本部の方に活動していただいた。それから、除染ですが、Jービレッジにおきまして、除染システムを設置して、その運転方法を指導したり、その除染のための活動もやっていたと。それから、広域医療搬送。屋内退避区域がありました20km～30km、この区域の病院・福祉施設等から救急搬送を県内応

平成23年度消防庁補正予算（総額621億円） — 東日本大震災復旧対策 —

緊急消防援助隊及び県内消防機関等への補償
256億円

- ①緊急消防援助隊の出動経費 **201億円**
・東日本大震災の発生に伴い、消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用を国庫負担金として支出する（国庫10／10）
- ②東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴う緊急消防援助隊等の出動経費 **18億円**
・東京電力福島第一原子力発電所における事故の発生に伴い、消防庁長官の要請により出動した緊急消防援助隊及び福島県内の消防機関等の活動に要する費用（車両の提供等に要する費用等を含む）を支出する（国庫10／10）
- ③被災県内において応援活動を行った消防機関の活動経費 **4億円**
・東北地方太平洋沖地震及び津波の発生に伴い、被災した県内において応援活動を行った消防機関の活動に要する費用を支出する（国庫9／10）
- ④消防職団員に対する賞じゅつ金 **33億円**
・今回の震災に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害の状態となった消防職団員に対し、賞じゅつ金を支給する

緊急消防援助隊設備の緊急整備
（無償使用制度の活用）
84億円

・東日本大震災を受け、緊急消防援助隊の対応力を緊急に補強するため、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して、必要な設備を緊急に整備

＜主な整備予定設備＞

・消防庁ヘリコプター ・大型除染システム



・個人警報線量計

・放射線量率計

・表面汚染検査計



消防防災施設・設備災害復旧費補助金 281億円

・被災地の消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を補助金として被災地方公共団体に対して交付する（国庫2／3）

＜主な事業メニュー＞

- (1) 常備消防関連（消防庁舎、出張所、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車など）
- (2) 非常備等消防関連（消防団拠点施設、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車など）
- (3) 住民への避難広報等関連（消防救急デジタル無線、防災行政デジタル無線、J-ALERT、震度情報ネットワークなど）

注 端数処理の関係上、資料中の計算が合わないことがある。

図 18

援隊や、地元の消防機関と、緊急消防援助隊が連携をして実施したということで、6月24日時点で343名の方を搬送したと、このような活動を消防機関として行いました。

それから、現地の消防本部でございます。双葉広域でございますが、当然、その消火活動なり救急活動を本当に献身的に、精力的に実施をしていただいております。

これは1次補正で、もう成立したものでございます（図18）。東日本大震災の復旧対策ということで、総額621億円の補正予算を組んでおりまして、これの中で緊急障害復旧車両の出動経費、原発事故にとりまいます緊急障害復旧車両の出動とか、あとひとつは被災県内において、応援活動を行った消防機関の活動経費ということで、これは基本的に県内応援で消防本部がやったものが多いんですけど、いくつかの消防団も区域を越えて、隣町に応援に出てということがございますので、そういうような経費も入っております。

それから消防職・団員の方への賞じゅつ金でございますが、これは全部ではございません。その時点で判明している部分だけで積算しておりますので、

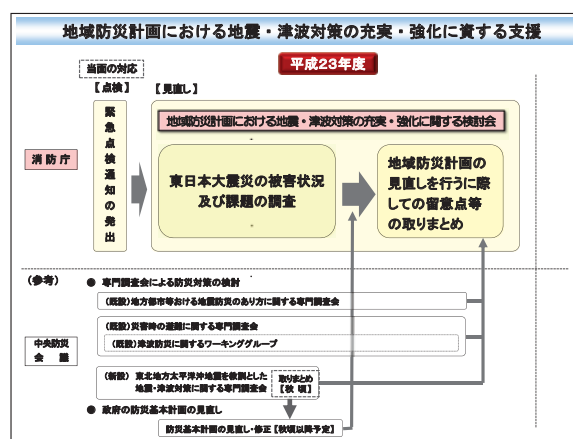


図 19

当然足りないものはまた予算措置をするということでございます。

それから、緊援隊の整備もでございます。消防防災施設の設備災害復旧費補助金で、281億とありますけれども、これにつきましては、庁舎でありますとか、出張所、団の詰所でありますとか、ポンプ自動車、こういう物が今回の災害で被災を受けていると。これについても、それを復旧する、元へ戻すための補

防災基本計画の見直し等

「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」における検討について

1. 趣旨

今般の東北地方太平洋沖地震による地震・津波の発生、被害の状況について、早急に分析の上、今後の対策を検討する必要

2. 検討課題

(1) 今回の地震・津波被害の把握・分析

- ① 今回の地震・津波の発生メカニズムの分析
- ② 今回の地震に伴う揺れや津波による被害の把握・分析

(2) 今後の地震動等の推定・被害想定のある方

- ① 地震動及び津波の推定における規模および対象範囲の考え方
- ② 被害想定手法の点検、見直し

(3) 今後の地震・津波対策の方向性

- ① 海岸堤防等
- ② 土地利用計画
- ③ 避難計画 など

3. スケジュール

- 今後10回程度開催し、秋頃最終とりまとめ
- 6月末頃を目途に中間とりまとめ

(参考) 具体的テーマ

- 今回の地震・津波被害に関する分析
 - ① 今回の地震・津波被害の特徴と課題
 - ② 今後の地震・津波対策に向けた基本的認識
- 大規模地震対策における対象地震の考え方
 - ① 従来の対象地震の想定方法に関する分析
 - ② 対象地震を設定する意義
 - ③ 今後の対象地震の設定の考え方
- 津波による被害の抑止・軽減のための基本的方向性
- 津波防御のための施設整備の基本的な考え方
- 津波被害軽減のための土地利用のあり方
- 発災時における津波避難のための方策
- 被害想定のある方
- 広域災害、海溝型大規模地震の対応方策

4. 政策への反映

(1) 防災基本計画の見直し方計

- ・例:「津波対策」に関する記載の充実

(2) 海溝型大規模地震の検討方針

- ・例: 東海地震、東南海地震、南海地震の連動発生

(3) 東日本大震災の復旧・復興への反映

など

図 20

助金ということで、281 億円もの要求をしておるといってございませう。

こういうような対応をとらせていただいております。

今まで今回の大震災がどのような状況であったのかという概括的な話と、それに対する消防機関の活動の概要をご説明してまいりました。

次からは、この大震災を教訓として国、それから地方公共団体それぞれで検討が始まっております今後への備えについて、その概要につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

防災基本計画というのがございまして、これは国が作る計画です。それに対して各県、各市町村で作る計画というのがあります（図 20）。

それが「地域防災計画」というものでございます（図 21）。それぞれもちろん整合性がとれているわけですが、地震というものに対しては、重きを置いて計画ができております。特に東海地震でありますとか、首都直下でありますとか、これから起こる可能性の高い地震については特に計画ができておりますが、津波というものに対しては、地震の中の一部として津波の対策をこういうふうに講じるという、その計画の中身が非常に薄いといえますか、中身が少ないということがございます。

今回の地震・津波というものに今後対応していくために、どういうふうな防災対策をとらなければならないかということで、国の防災の基本を決める総理大臣をトップとする中央防災会議の中に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震津波対策に関する専門調査会」を立ち上げました。

この会議は今、精力的に検討しております。後程、概要もご説明申し上げますが、秋を目処に、この専門調査会の取りまとめをやるというふうに発表いたしております。事務局は、内閣府の防災担当がやっております。これを受けて、国の防災基本計画というのを見直すということになります。これが秋頃以降ということですが、各県・各市町村でお持ちの地域防災計画の見直しの作業が今始まっておりますが、最終的には、この国の見直しを受けた形で国の基本計画などと整合性をとって見直しをいただくということになるかと思っております（図 22）。

それに対して、消防庁といたしましても、今回の大震災を受けて、地域防災計画の見直しをご支援させていただくという意味で2つのことをやっております。

1つは、地域防災計画の緊急点検通知をまず出させていただきました。これは、その時点で十分な精査はもちろん出来ておりませんが、今回の大震災の

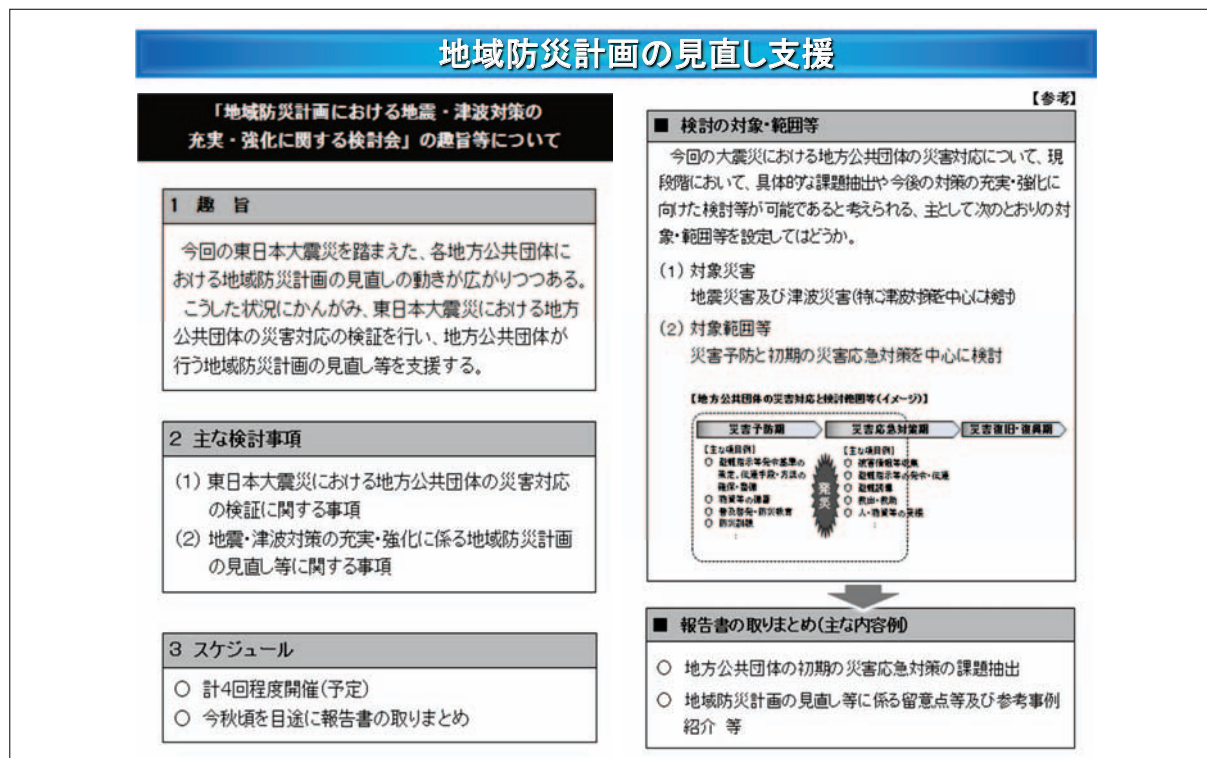


図 21

教訓といいますか、この大震災を踏まえて、こういうところが課題になるのではないかとということをお示しをして、各自治体で、自分のところは大丈夫だろうかということ、点検していただくというような趣旨のものでございます。

それと、消防庁の中に検討会を立ち上げさせていただきました。今回の東日本大震災の被害状況から課題を調査しようということがひとつと、何が課題だったかというのをできるだけ明らかにしよう、それを地域防災計画に反映していただくに際しての留意点とかですね、他の自治体ではこういうことをやっているとか、その事例の紹介とかをさせていただこうと。それを参考にさせていただいて各自治体で地域防災計画を見直していただくということで、こういう取り組みを今やっております。ここに中央防災会議専門調査会のスケジュールがあります。10 回程度開催し秋頃最終取りまとめをするということと、6 月末頃を目途に中間報告を取りまとめる。この中間報告は出ております。中間取りまとめまでに 4 回検討会が行われまして、今回の地震津波被害に関する分析、それから、今後の大規模地震対策における対象地震の考え方、津波による被害の抑止軽減のための基本的な考え方、方向性、それから津波防ぎよのための施設整備の基本的な考え方、こ

のあたりまでが、その中間報告の中に盛り込まれております。それ以降を今後やるということで、今やっておりますのはこの土地利用、津波被害軽減のためにどういう土地利用をすればいいか。被災地の復興ということで土地利用について、考え方を変えていかなければいけないのではないかとということが復興ビジョンの中で議論もされておりますけれども、被災地だけではなくて全国の津波被害の恐れのあるところについて、今後どういうふうな土地利用の在り方がいいのかというのを今検討しております。その次は発災時における津波避難の方策ということでございます。全体を通じて秋頃までに 10 回程度開催してまとめて、防災基本計画の見直し、特にこの津波対策に関する記載を充実させていくということでございます。それから海溝型大規模地震の検討方針でございますが内閣府防災の方でやっている聞いておりますけれども、いわゆる、東海・東南海・南海地震の 3 連動に対する対策ということでございます、被害想定をし、それに対してどういう対策をとるかというのを決めていかなければいけないということで、検討を進めておりますが、それに反映させる、当然ながら復旧復興へ反映させていく、ということで、この研究会は秋頃を目途に取りまとめるということになっております。

防災基本計画の見直し等

中央防災会議
『東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会』
中間とりまとめに伴う提言

～ 今後の津波防災対策の基本的考え方について ～

平成 23 年 6 月 26 日

今回の東北地方太平洋沖地震は、我が国の防災対策にとって、かつてない大きな反省と教訓をもたらすこととなった。

このような中で、被災地では、現在本格的な復興・復興に向けての懸命な取り組みが進められ、また全国の多くの地域で防災計画の見直しも始まっているところである。

本専門調査会では、これまでの審議を踏まえ、『中間とりまとめ』を行ったが、被災地や全国各地における様々な取り組みを後押しするとの強い思いのもと、以下のとおり提言を行うものである。

1. 地震・津波の想定の方針について

(1) これまでの地震・津波防災対策では、過去に繰り返し発生し、近い将来同様の地震が発生する可能性が高く切迫性の高い地震・津波を想定してきた。しかしながら、今回の東北地方太平洋沖地震はこの想定を大きく上回り、甚大な被害を発生させた。今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、これまでの考え方を改め、津波堆積物調査などの科学的知見をベースに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。なお、一度想定した地震・津波についても、最新の科学的知見を取り入れて適宜見直すことが不可欠である。

(2) 上記の考え方に基づき、今後、各地域ごとに地震・津波の想定を早急に検討すべきである。今回の被災地の対策を講ずるにあたっては、今般の東北地方太平洋沖地震を基本とする。

2. 今後の津波対策の考え方について

(1) 今後の津波防災対策は、切迫性が低くても東北地方太平洋沖地震や最大クラスの津波を想定し、様々な施策を講じるよう検討していく必要がある。しかし、このような津波高に対して、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などを考慮すると現実的ではない。このため、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設の整備などのハード・ソフトのとりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が急務である。

(2) 海岸保全施設等は、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、比較的程度の高い一定程度の津波高に対して、引き続き整備を進めていくことを基本とすべきである。なお、設計津波高を越えても、施設の効果が残り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく必要がある。

(3) 総合的な津波対策をさらに具体的に進めるためには、津波観測、警報発表、情報伝達などの改善や防災教育、防災訓練の充実、避難路、避難場所の整備などに積極的に努めていくことが求められる。一方で、今般の津波における住民等の避難行動や情報伝達などについて、十分調査分析を行う必要がある。今後、これらの調査分析に基づき、リスクコミュニケーションの仕組みの構築等により、国民の防災意識の向上に努めていく必要がある。

図 22

1 のところに書いてある今までの地震津波防災対策では、過去に繰り返し発生してきたところについては将来同様の地震が発生する可能性が高いということで、それを中心に想定をしてきたと、しかし今回の東北地方太平洋沖地震というのは、その想定を大きく上回って甚大なことが起こったということなので、これまでの考え方を改めまして、津波堆積物調査という過去に堆積した地層調査をやることによって、文献に残っていない遠い過去に何があったかということを知ること、そういうあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震津波を検討していくべきだということになっております。

今後の対策を講じるにあたっては、今般の東北地方太平洋沖地震を基本にするということにしております。

2 のところでございますが、今後の津波の対策をどうやっていくかという基本的な考え方です。これには (1) と (2) がございまして、今までは想定できる地震に対してハードを中心に対応を考えてきたという反省に立って、ということだと思っておりますが、ハードで守れる範囲の津波に対しては、護岸とかのハードで対応することです。しかし、それ以上のいわゆる想定外の、1000 年に一度とかですれそういうような津波に対してはハードだけでは

もう対応できないということで、住民の避難を軸に、土地利用・避難施設・防災施設の整備等のハードソフトの取りうる手段をつくした総合的な津波対策の確立が急務であるというふうにされております。

誤解を恐れずに言えば、津波のレベルを 2 つに分けてハードで守れるものと、これはもう護岸を作っても越えてくると、その時に人の命を守ること、避難対策に万全を期するという対策と 2 つを分けて考えるという考え方をこの中間報告では出されているというように私は理解しております。

それともうひとつ、国の動きといたしましては気象庁でございます。気象庁におきまして、最初に 3 分後に出した津波警報が、岩手県 3 m、宮城県 6 m、福島県 3 m だったと、それを修正していったわけですが、今回の対応が本当によかったのだろうかという、非常に問題意識を持っておられます。ということから今後の津波警報の改善に向けた勉強会をやっておりまして、私も委員に加えていただいていたんですけれども、気象庁ではこの秋頃を目処に改善の方向性について取りまとめるということと考えておられます (図 23)。

検討課題ですが、課題 1 から課題 5 まであります。ひとつは機器の障害、通信が途絶える、長期の停電が起きた、こういう状況の中で地震津波観測点から

気象庁・津波警報改善勉強会

- 1 名称
東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報改善に向けた勉強会
- 2 取りまとめ予定
勉強会での意見を踏まえ、気象庁では今年秋頃までを目途に今後の改善の方向性についてとりまとめる予定。
- 3 検討課題
 - 課題1. 機器障害、通信断、長期停電などによる地震・津波観測点からのデータ断
観測データを使った津波の実況が報じられなかった。
津波警報・注意報の切り下げ・解除の困難性が増した。
余震活動の監視能力が弱まった。
 - 課題2. 初期段階での地震規模の適切な推定、警報のより迅速な更新
津波警報第一報における津波の高さの予想が過小であった。
津波警報の更新において十分なリードタイムが確保できなかった。
 - 課題3. 警報や情報の内容、タイミング(安心情報として受け止められた例あり)
地震の規模推定の精度が低い段階での津波の高さ予想の伝え方。
津波の観測値(高さ)をどう伝えるべきか、特に第一波が小さい場合。
第一波や最大波だけでなく、後続波に関する情報提供の欠如。
 - 課題4. 警報・情報の確実な伝達
停電や通信障害等により、TVや携帯などで津波警報の更新や津波観測情報が入手できない。
滞在先や避難途中で、最新かつ的確な避難のための情報の入手困難。
 - 課題5. 防災計画とのリンク(警報や予想される津波の高さに応じた迅速、適切な避難等)
防災計画が、津波警報や予想される津波の高さに応じた臨機かつ実効性のある避難勧告・指示や避難行動を起こせるものであったか。
住民へ、速やかな避難に結びつく形で、地震・津波への警戒や津波警報の利用が十分行き届いていたか。
津波警報基準として、津波の高さを用いることは適切か(潮位を利用できないか)

図 23

のデータが途中で切れてしまうというような状況が起きたということで、その対応ということでございます。

それから2番目は、初期段階での地震規模の適切な推定、警報のより迅速な更新ということでございまして、津波被害第1報における津波の高さの予測が過小であった。津波警報の更新において十分なリードタイムが確保できなかった。こういう状況に基づいてこういう課題をどう考えていくか。

3番目は警報や情報の内容、それからタイミング。学者の中にもこう言われる方がいらっしゃるんですが、要するに、安心情報として受け止められた例があるんじゃないか。3mというのが、最初に出ましたが、その3mが例えば10mの護岸を持っているところでは、「大丈夫だ。逃げなくてもいい。」というメッセージみたいになってしまった。結果的にですね。そういうご意見の方もいらっしゃいました。

地震の規模推定の精度が低い段階での津波の高さ予想の伝え方、どういうふうに伝えたらいいか。確実な高さを出すには時間がかかるので、それまでにどういうふうに伝えたらいいか。津波の観測値・高さをどう伝えるべきか。特に第1波が小さかった場合、それをどう伝えるべきかという点でございまして。

後続波に関する情報提供の欠如というものがあり

ます。

それから4番目は、ここから地方自治体も関わってくる話なのですが、警報情報の確実な伝達という話でございまして。停電、それから通信障害のような状況で、テレビや携帯等で津波警報の更新とか津波観測情報が入手できない、そういうような状況があったのではないかと。避難先とか避難途中などで、最新かつ的確な避難のための情報を入手するのが困難な状況があったのではないかと。

この点につきましては、実際避難され避難所にいらっしゃる方に対して、内閣府と気象庁と消防庁、三者で調査をしようという話でございまして。

それから防災計画とのリンクということで、これは地域の防災計画が津波警報とか予想される津波の高さに応じた臨機かつ実効性のある避難勧告、避難指示、避難行動を起こせるものにするような事をもっと考えなければならないんじゃないかと、そうだと思います。住民の速やかな避難に結びつくかたちで、地震津波への警戒、警戒情報が十分行き届き、利用されるのか、これは日頃の防災教育なり防災学習の普及、という知識の普及というところの話でございまして。

5番目は、津波警報基準として津波の高さをを用いることは適切か？3mという高さをを用いることが適

切か？こういう投げかけも、気象庁は自分自身にされておられるということです。

こういう問題意識を持って気象庁としても今後の津波警報の在り方について、今、検討されているということをお話申し上げたいと思います。

そのような国の検討がございまして、これを受けた形で消防庁でも、地域防災計画の見直しについて検討をやっておりますが、その土台となりますのが先程申し上げました緊急点検通知でございます。

5月6日に出ささせていただいております、東日本大震災の論点というか、検討点を、大きく4点に分けて、示させていただいたものでございます（図24）。

若干ご紹介をさせていただきますと、まず大きな1つ目は被害想定でございます。津波に特化して考えますと、沿岸を持つ市町村それぞれに置きましては、「これらの津波が過去にあった。」もしくは考えられるということで、地域防災計画の前提として何mの津波を被害想定の前提として考えるかということがあります。

総じて、今まで高い津波があったところは高くなりますし、殆どその津波の被害を受けたことがないところは、それほど高くないという状況ですが、過去にそういうことがなくても、つまり、文献上になくても、想定外のことは起こるんだということを、想定外の高さの津波が来るということはあるんだということで、その時の備えというのも合わせて考えておいてくださいというのが、1点目です。

また、地形、それがいわゆる大都市であるか、農村部であるか、漁村部であるかというような地域の特性によって、それぞれ避難場所とか避難路についても違ってきますので、一般的にこうだからというのではなくて、この地域はこういう状況だからここを命を守るための避難場所に考えてくださいと、たとえば、都市部であれば、「津波避難ビル」。公共のビル、もしくは民間のビルと契約、ご協力のお願いをしまして、上へ上へと逃げるといふ、そういうことも含めて検討をしてくださいというのが、1番です。

それから、2番目ですが、これは今回の特徴ですが大きな津波によって役場の機能そのものが失われた、もしくは、大きく低下したという市町村がございます。

そういうところについては、やはり役場が中心になって、応急対策、そしてそのあとの復旧対策をやっていかなければいけませんから、そういう意味で災害対策本部の場所、ここがダメだったらここ、ここがダメだったらここというような大体の場所を常に検討しておいてくださいというような趣旨でござい

ます。

それから、大きな2番目が避難でございます。これは、警報が出たら、それを早く確実に住民の方に伝えるということが一番大事かと思います。そのためには、たとえば、停電が起きるということもあります。それから、防災情報無線が地震で壊れたという場合もあるかもしれません、そういういろんなことが想定されるので、それであっても耐えられる手段、それは多様化ということですけども、いろいろな手段を並行して持っていて、これがダメだったらこれこれがダメだったらこれというようなことを考えていただきたいというのが、この大きなところでございます。

それから3番目といたしましては、災害応急対策です。情報収集というのはなかなか難しいということで、とにかく何が起きているのか、被害の情報収集方策を検討してください。消防団員・消防職員の方々をはじめ、防災事務に従事する方々、役場の方も沢山亡くなられておられます。防災事務に従事する方の安全確保について考えてください。これは、非常に難しい問題で、私どもといたしましても問題意識を持っておりまして、実は、消防団員の方々がどういう活動中にお亡くなりになられた方が多いのか、現地でのお話によればですね、避難誘導中に被災されたという方が一番割合的には多いというようなお話をお聞きしております。

それから水門を閉めに行って被害に遭われたという方もいらっしゃいます。安全というものをどう考えるか。我々消防庁としてもですね、これをどう考えるかということにつきまして、今後検討していかなければいけないと思っております。

それから、住民の安否情報を、市町村の区域外へ避難された方もかなりいらっしゃいますので、そういうときの安否情報なんかも、どういうふうにするかということ。

中長期に渡る災害対応をやるということになりました。

こういう中で、避難所での問題でありますとか、停電についても非常用電源設備を含めて対応も考えておかなければいけません。

大きな4番目が、災害予防についてということで、物資の備蓄そして輸送の問題でございます。今回いろいろな課題がありましたが、ひとつは燃料です。活動するにも車の燃料がないと車両は動きません。この燃料というものをどうするのか。これは自治体だけの責任だけではありません。国がきちんとそういった対応を取らなければいけないと思っております。

地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検(通知)

消防災第157号
平成23年5月6日

各都道府県知事 殿

消防庁長官

地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)

地域防災計画等に基づく防災体制の整備については、かねてから御尽力いただいているところでありますが、東日本大震災において甚大な被害が生じたことにかんがみ、中央防災会議において、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置されたところであり、今秋を目途に取りまとめが行われ、その後、防災基本計画の修正が行われる見込みです。

これを踏まえ、必要に応じ、改めて地域防災計画の見直し等を行っていただくこととなりますが、今回の災害の主な特徴として、津波による被害が甚大であること、被災地域が広大であること、中・長期的な災害対応が必要とされていること等が挙げられます。これらの点を踏まえ、現時点において、御留意いただきたい事項等を下記のとおり取りまとめましたので、防災体制の緊急点検を実施していただきますようお願いいたします。あわせて、これらの事項に限らず、地域の実情に応じて、必要な緊急点検を実施していただきますようお願いいたします。

なお、東日本大震災の余震やそれに伴う津波への対応についても、あわせて御留意いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び関係機関にもこの旨周知の上、その徹底を図られるようよろしくお願い申し上げます。

本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

I 被害想定等について

1 大津波等による被害の想定について

東日本大震災を踏まえ、地震のみならず、特に大津波について、現在の想定を超えるものが発生するおそれがあることも、必要に応じ考慮されていること。

また、これにあわせて、沿岸部の地形や都市化等の状況など地域の特性も考慮した、避難場所、避難路等についても検討が行われていること。

2 市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応について

今回の災害では、災害対応を行う市町村の機能の喪失又は著しい低下等が生じたことにかんがみ、災害対策本部機能の維持・確保、都道府県等からの迅速な支援のあり方などについて、検討、整備が行われていること。

II 避難対策等について

1 津波に関する避難指示等の住民への伝達体制等について

津波に関する避難指示等の発令に係る具体的な基準を未だ定めていない市町村においては、速やかな作成の検討、策定がなされるとともに、基準を定めている市町村であってもその内容の再点検が行われていること。また、避難指示等の住民への伝達が迅速かつ確実に行われる体制となっていること。

さらに、情報伝達時、避難時において災害時要援護者に配慮された体制が確保されていること。

2 津波に関する避難指示等の住民への伝達手段について

今回の災害では、避難指示等の住民への伝達手段として、防災行政無線の重要性が再認識されたところであり、未整備の団体にあっては早急な整備に努められていること。また、災害に強く、かつ住民に確実に伝達されるように整備がされていること。

さらに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用とともに、防災行政無線のみならず、コミュニティFM、エリアメール、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保が検討されていること。

III 災害応急対策等について

1 初期の情報収集手段について

津波による電話回線の途絶などの場合における、多様な手段による速やかな被害情報収集手段が検討されていること。

2 防災事務に従事する者の安全確保について

避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者等の防災事務に従事する者の安全確保についても配慮されていること。

3 住民の安否情報の確認について

住民、特に居住地の市町村以外へ避難した住民の安否について、迅速な確認や情報提供等を行うための方策が検討されていること。

4 中・長期にわたる災害対応について

災害対応が中・長期間にわたることも、必要に応じ考慮されていること。

とりわけ、避難所での集団生活や避難生活の長期化により、持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染などが懸念されるが、これらへの対策が検討されていること。また、中・長期間にわたる停電においても防災施設等の機能が維持できるよう非常用電源設備の整備が行われていること。

IV 災害予防等について

1 物資等の備蓄・輸送等について

今回の災害では、燃料が不足し、災害対応に支障を来したことから、災害時における燃料供給、物資等の輸送等について民間企業等と協定を締結するなど、備蓄しておくべき物資の品目、数量等が検討され、確保されていること。

2 都道府県等の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等について

近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多様・多様な団体との災害時の応援協定の締結の推進がなされていること。

また、国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れについても、支援計画等について検討、整備が行われていること。

3 住民の防災意識向上のための普及啓発について

津波は第1波よりも第2波以降の方が大きくなる可能性があることなど、正確な知識の普及を始め、住民の防災意識向上のための普及啓発を一層推進すること。

図 24

す。民間企業と協定というか、優先的に燃料を供給してもらおう契約を結んでいて、それが役に立ったという自治体もありました。

それから、都道府県の区域を超えた相互消防応援協定の締結ということで、通常県内は市町村応援協定を結んでおる例が多いんですけども、今回は、特にひとつは、全国知事会というのがございます。それから、全国市長会、全国町村会、それぞれ応援に入っていたいて、非常に効果があったと地元からは言われております。

ひとつの例でいいますと、関西連合のお話があります。それぞれ、対応する県、対応する場所を決めて、支援をしたという話もございますが、この今回、広域応援というのが効果を上げたというふうに言われております。それから、今回、海外からも、救助隊ははじめ支援もございました。円滑な地元の受け入れ体制というの、今後考えていかなければいけないという点でございます。

それから何より、住民の防災意識の向上の普及啓発ということでございまして、前々からいわれてることなんですけれども、津波は第1波より第2波以降の方が大きくなる可能性があるとか、そういうことを含めた津波に対する防災意識というものを日頃から普及啓発向上させていかなければいけないとい

うそういう体制についてちょっと考えてください。これらは、震災後早い段階の話ですから、当然、これ以外の話、課題もどんどん出てきていますので、そういう検討点、地域防災計画での見直しにあたっての留意点、それから他の自治体では、その点についてこんなことをやっているところがあるとか、そういうことを検討をしていただくことにしております。これがその検討会の話でございますが、半分終わってしまして、あと2回を予定しておりまして、秋頃をめどに取りまとめるということでございます。

検討事項はこの2点でございます。災害の応急対応の初期段階までをまず今回の検討会では話し合うということでございます。自治体でご検討いただく際の課題の抽出や、見直しにかかる留意点、それから参考事例の紹介等をやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、ちょっと雑駁になりましたが、私から全体について国のこれからの対応等も含めまして時間を頂き、ご説明をさせていただいたところでございます。

ご清聴ありがとうございました。